

平成十五年四月四日提出
質問第四六号

都道府県知事と国務大臣の兼任の可否に関する質問主意書

提出者
荒井聰

都道府県知事と国務大臣の兼任の可否に関する質問主意書

現行法令には、都道府県知事と国務大臣の兼任について、それを明確に禁ずる規定は存しないものと思われる。しかし、本件に関する政府の見解は明らかでない。

したがって、次の事項について質問する。

- 一 現行法上、都道府県知事と国務大臣の兼任は可能であるか否か。

右質問する。